

豊中市乗合タクシー運営業務委託（北部地域）
公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

本市では、公共交通を取り巻く環境の変化や、将来予測される新たな課題に備える必要から、本市における公共交通の現状や問題点・課題を整理し、具体的施策の方向性を定める「豊中市公共交通改善計画」を令和 7 年（2025 年）3 月に改定し、さらに個別の具体的な施策については、実施計画を策定し、推進するものとしている。

本業務は「豊中市公共交通改善計画」に定める施策のうち、市北部地域、中北部地域及び西部地域の交通支援検討地域における高齢者等の買物、通院を目的とする移動を支える手段として、豊中市が実施する乗合タクシー事業の実証運行の運営を行うものである。

2. 募集対象業務

（1）業務名

豊中市乗合タクシー運営業務委託（北部地域）

（2）業務内容

別添「豊中市乗合タクシー運営業務委託（北部地域） 仕様書」のとおり。

（3）予定履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

（4）予算額

委託料の上限は、5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とするが、本市の予算措置により確定したものではないことに留意すること。また、本契約は単価契約にて行うこととする。

3. 参加資格

- （1）運行開始までに、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ているもの、若しくは道路運送法第4条に定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ており、運行開始後 1 年間の期間内に取得予定であるもの。

（本業務は、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業とするが実証実験により実施するため、同法第21条第2項に定まる事業として行う。）

- （2）応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

⑤平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑥平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

4. 日程

- | | |
|--|--|
| (1) 募集要項等の公表 | 令和 7 年（2025 年）10 月 10 日（金）※市 H P に掲載 |
| (2) 質問事項の提出期限 | 令和 7 年（2025 年）10 月 22 日（水）午後 3 時まで（必着） |
| (3) 質問事項への回答 | 令和 7 年（2025 年）10 月 24 日（金） |
| (4) 提出書類の提出期限 | 令和 7 年（2025 年）11 月 10 日（月）午後 3 時まで（必着） |
| (5) 第一次審査 | 令和 7 年（2025 年）11 月 17 日（月） |
| (6) 第一次審査結果の通知 | 令和 7 年（2025 年）11 月 19 日（水） |
| (7) 第二次審査 | 令和 7 年（2025 年）11 月 26 日（水） |
| (プレゼンテーション) ※開催時間・場所等は第一次審査結果通知時に別途通知する。 | |
| (8) 第二次審査結果の通知 | 令和 7 年（2025 年）11 月下旬 |
| (9) 事業内容の精査、協議 | 令和 7 年（2025 年）12 月上旬 |
| (10) 委託契約の締結 | 令和 7 年（2025 年）12 月下旬 |
| (11) 地域公共交通協議会 | 令和 8 年（2026 年）1 月上旬 |
| (12) 運輸局申請書類提出 | 令和 8 年（2026 年）1 月上旬 ※標準処理期間 2 ヶ月 |
| (13) 運行開始 | 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日（水） |

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5. 参加申請の手続き

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル 参加表明書		様式 1
2	質問書	提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、質問事項を記載すること。	様式 2
3	提案書表紙	提案者の会社名、代表者名、所在地を記載すること。	様式 3
4	業務実施体制	業務実施体制について記載すること。 ○会社概要 ・代表者名、設立年月日、資本金	様式 4

		・従業員数（うち運転士、第二種免許の保有者、オペレーターの人数） ・車両保有台数（タクシー、種別ごと） ・現在保有している運送事業の許可の種類と許可番号 ○本業務に配置予定の下記の者について、それぞれ氏名、年齢、経験年数、資格等 ・業務責任者：本業務に関する統括責任者として日常的または緊急時の連絡調整を行うとともに本市との連絡窓口となる者 ・専従役員：道路運送法第4条による乗合運送許可を受けるに当たり配置しなければならない専従役員となることを予定する者 ・運行管理者：道路運送法第23条に規定する運行管理者 ・整備管理者：道路車両法第50条の規定に基づく整備管理者 ○運行の体制並びに安全確保及び緊急時の対応 ・乗務員の勤務の管理体制について ・安全指導や教育体制など、運行の安全確保の方策について ・過去5年間の国土交通省における処分の状況、重大事故の発生状況 ・事故や災害（異常気象などを含む）等の緊急時における連絡体制、代替車手配などの処理体制、対応方針 ・苦情発生時の対応方針や対応体制	
5	業務実績表	公共団体から委託を受けた旅客運送業務についての受注実績または類似の業務実績を記入すること。	様式5
6	業務実施方針等提案書	以下の項目について貴社の取組、考え方を簡潔明瞭に記載すること。なお、提案書を補足する資料が必要な場合は、自由様式にて提出することができるものとする。 ○事業計画、配車計画及び増車対応 ・ダイヤ設定を踏まえた配車の考え方（配車可能台数を上回る予約があった場合の対応等） ○予約受付体制 ・予約の受付方法、受付対応時間及び締切時間、受付内容、連絡体制 ○サービス向上の取組み ・高齢者、障害のある人や子育て世代等の利用者に対する配慮、バリアフリーの対応 ・支払方法（回数券やキャッシュレス決済等）への対応 ・苦情等への対応 ・サービス向上のための研修、教育体制 ・その他、サービス向上に対する独自の取組み	様式6 又は任意様式

		○業務充実のための工夫について ・利用者への PR 等、利用促進の提案やそれを実現する具体的な取組み ・事業の効率化に向けた考え方や具体的な取組み ○社会貢献や環境保全への取組み ・地域活性化に関する考え方や取組み ・障害のある人や高齢者などの雇用 ・女性の活躍推進への取組み ・環境に配慮した取組みやコスト削減を意識した取組み	
7	見積書及び内訳書	・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・1 便当たりの金額を基本とするが、別途固定費を見込むこと、一定量までの運送を定額としてその総額を提案すること、契約の総額と、運行しない便数 1 便あたりについての減算額を提案する等、その方式は事業者にて検討のうえで提案する事。 ・見積書の宛先は「豊中市長」、件名に「豊中市乗合タクシー運営業務委託（北部地域）」とすること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。	任意様式

（２）提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は本公募の掲示の日から令和 7 年（2025 年）11 月 10 日（月）午後 3 時まで、豊中市電子申込システムにて申込をすること。

申込完了後、事務局に対し、申込完了について電話にて到達確認すること。

なお、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

・電子申込システム URL

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10058

提出するデータは PDF 形式とし、正本データ並びに参加資格者が判明できる記載、表現等（照合、実印等）を黒塗りした提出書類 No4～7 の副本データを添付すること。

（３）提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

（４）本プロポーザル参加表明者が 4 者を超える場合にあっては、提出書類に基づき第一次審査を行い、第二次審査参加可否を決定し、令和 7 年（2025 年）11 月 19 日（水）に電子メールにて結果を通知する。

なお、本プロポーザル参加表明者は、提出書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じること。

（５）質問の受付及び回答

質問は「質問書（様式 2）」を使用し、事務局宛に電子メールに添付して提出すること。

① 提出期限：令和 7 年（2025 年）10 月 22 日（水）午後 3 時まで

② 回答方法：質問への回答は、個別にせず、令和 7 年（2025 年）10 月 24 日（金）に市のホームページに全ての質問と回答を掲示するものとする。

6. 選定方法

（1）選定方法

本市職員で構成される審査委員会において、第一次審査（書類審査）、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。

第一次審査（書類審査）は、参加申込者が 4 者を超える場合に実施し、各審査員が提出書類の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により優秀提案者 3 者に絞り込む。

第一次審査を通過した提案者に対し、企画提案書書面、プレゼンテーション及び質疑・応答を合議により審査し、審査基準に基づく総合評価の合計得点で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることもある。なお、合計点が 50%未満となった提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。

（2）審査の実施

前号に記載のとおり、審査委員会において審査を行う。第二次審査（プレゼンテーション）は、令和 7 年（2025 年）11 月 26 日（水）に開催するが、詳細は第二次審査参加者に別途通知する。

① 提案内容発表（プレゼンテーション）での視聴覚機器の使用については、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルについては事務局にて準備可能であるが、使用する場合には事前に事務局へ申し出ること。パソコン（パワーポイント等）やその他機器については提案者で用意すること。

提案内容発表（プレゼンテーション）にあたっては提案書と同一の資料を以て説明すること。なお準備は発表時間内で行うこと。

② 発表時間は、30 分（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）程度とする。

③ 提案内容発表（プレゼンテーション）は、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む）が行うものとし、出席者は担当者を含めて 3 名以内とする。

（3）審査項目

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「審査基準」の評価項目及び配点により審査する。

（4）審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和 7 年（2025 年）11 月下旬に電子メールにて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

（5）審査結果の公表

審査結果については、市ホームページ等により公表する。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、失格者に対しては市より書面で通知する。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④提出書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤提出期限までに提出場所に書類の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑧正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑨法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑩審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑪前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- ①第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和7年（2025年）12月下旬を目途に契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- ①応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項および「豊中市乗合タクシー運營業務委託（北部地域）仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ②本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- ③審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④応募者の申出による、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局へ連絡するとともに、文書（任意様式）で通知すること。
- ⑦質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所 第二庁舎 4階）

豊中市都市基盤部交通政策課交通企画係

TEL 06-6858-3049

FAX 06-6854-0492

E-mail koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp